

日刊 (日曜日、土曜日、休日休刊)

東京都公報

発行 東京都

目次

公 告

○開発行為に関する工事完了……………
 ……(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第一課) ……
 ○大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出(二一
 件)……………(産業労働局商工部地域産業振興課) ……

公 告

開発行為に関する工事の完了について
 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第二
 項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、
 完了した。

令和四年一月六日

東京都多摩建築指導事務所長

浅 井 勉

開発区域又は工区に
 含まれる地域の名称

許可を受けた者の
 住所及び氏名

青梅市師岡町一丁目百七十一
 番三

青梅市藤橋一丁目四百十七
 番地十九

有限会社大野ハウジング
 取締役 澤田 亮

立川市若葉町一丁目十一番一

立川市若葉町一丁目十一番

及び同番三の各一部、同番四、地の二
 同番五並びに同番六及び同番
 十一の各一部

有限会社本幸商事
 代表取締役 浅見 幸昭

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出に
 ついて

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下
 「法」という。)第六条第一項の規定により大規模小売店
 舗の変更について届出があったので、同条第三項において
 準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、
 その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べよう
 とする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名(団体
 にあつては団体名及びその代表者の氏名)(二)住所(団体に
 あつては所在地)(三)意見を述べる理由」を記載した書面を
 添えて、令和四年一月六日から四月以内に東京都産業労働
 局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)
 に到着するよう提出してください。

令和四年一月六日

東京都知事 小 池 百合子

カレッタ汐留

港区東新橋一丁目八番二号

みずほ信託銀行株式会社

中央区八重洲一丁目二番一号

株式会社コーチャルほか六名

の氏名又は名称

株式会社セブンイレブン・ジャ

パンほか三名

株式会社マツモトキョシ

業者の氏名又は名

八 変更前の小売業者
 の代表者名 大田 貴雄

九 変更後の小売業者
 の代表者名 松本 貴志

十 変更日 令和三年十一月三十日ほか
 令和三年十二月十三日

十一 届出日 令和三年十二月十三日

十二 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業
 振興課(新宿区西新宿二丁目八番
 一号)

十三 縦覧期間 令和四年一月六日から同年五月六
 日まで。ただし、東京都の休日に
 関する条例(平成元年東京都条例
 第十号)に定める休日を除く。

十四 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十
 分まで。ただし、正午から午後一
 時までを除く。

一 店舗名 ビバホーム板橋前野店

二 店舗所在地 板橋区前野町三丁目三十七番十八
 号

三 設置者名 大内新興化学工業株式会社

四 設置者住所 中央区日本橋小舟町七番四号

五 変更前の店舗所在
 地 板橋区前野町三丁目三十七番一
 号

六 変更後の店舗所在
 地 板橋区前野町三丁目三十七番十八
 号

七 変更前の設置者の
 代表者名 大内 康平

八 変更後の設置者の
 代表者名 大内 茂正

九 変更前の小売業者 株式会社LIXILビバ

の氏名又は名称

十 変更後の小売業者の氏名又は名称
株式会社ビバホーム

十一 変更を行った小売業者の氏名又は名称
株式会社ビバホーム

十二 変更前の小売業者の代表者名
渡邊 修

十三 変更後の小売業者の代表者名
坂本 晴彦

十四 変更日
令和三年四月一日ほか

十五 届出日
令和三年十二月十四日

十六 縦覧場所
東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)

十七 縦覧期間
令和四年一月六日から同年五月六日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。

十八 縦覧時間
午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

一 店舗名

品川シーサイドフォレストショップ
ピングセンター

二 店舗所在地

品川区東品川四丁目十二番四号ほか

三 設置者名

三井住友信託銀行株式会社ほか一名

四 設置者住所

千代田区丸の内一丁目四番一号ほか

五 変更を行った設置者名
三菱UFJ信託銀行株式会社

六 変更前の設置者の代表者名
池谷 幹男

七 変更後の設置者の代表者名
長島 巖

八 変更前の小売業者の氏名又は名称
イオンリテール株式会社ほか十三名

九 変更後の小売業者の氏名又は名称
イオンリテール株式会社ほか十四名

十 変更日
令和三年四月一日ほか

十一 届出日
令和三年十二月十六日

十二 縦覧場所
東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)

十三 縦覧期間
令和四年一月六日から同年五月六日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。

十四 縦覧時間
午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出について

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第六條第二項の規定により大規模小売店舗の変更について届出があったので、同條第三項において準用する法第五條第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第八條第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名(団体にあっては団体名及びその代表者の氏名)(二)住所(団体に

あつては所在地)(三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、令和四年一月六日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)に到着するように提出してください。

令和四年一月六日

東京都知事 小 池 百合子

一 店舗名
ヤオコー立川若葉町店

二 店舗所在地
立川市若葉町一丁目十二番一ほか

三 設置者名
株式会社ヤオコー

四 設置者住所
埼玉県川越市新宿町一丁目十番地一

五 変更前の駐車場の位置及び収容台数
店舗南西側ほか 八十七台

六 変更後の駐車場の位置及び収容台数
店舗南西側 八十七台

七 変更前の開店時刻
午前九時

八 変更後の開店時刻
午前八時

九 変更前の来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前八時四十五分から午後十一時まで

十 変更後の来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前七時四十五分から午後十一時まで

十一 変更日
令和四年八月一日ほか

十二 届出日
令和三年十一月三十日

十三 縦覧場所
東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)

十四 縦覧期間
令和四年一月六日から同年五月六日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。

<p>十五 縦覧時間</p> <p>午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。</p>	<p>十五 縦覧時間</p> <p>第十号)に定める休日を除く。</p> <p>午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。</p>
<p>一 店舗名</p> <p>ヤオコー稲城南山店</p>	
<p>二 店舗所在地</p> <p>稲城市大字東長沼九号二千五百三十番地</p>	
<p>三 設置者名</p> <p>株式会社ヤオコー</p>	
<p>四 設置者住所</p> <p>一 埼玉県川越市新宿町一丁目十番地</p>	
<p>五 変更前の開店時刻</p> <p>午前九時</p>	
<p>六 変更後の開店時刻</p> <p>午前八時</p>	
<p>七 変更前の来客が駐車場を利用することができるとの時間帯</p> <p>午前八時四十五分から午後十一時まで</p>	
<p>八 変更後の来客が駐車場を利用することができるとの時間帯</p> <p>午前七時四十五分から午後十一時まで</p>	
<p>九 変更前の荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯</p> <p>午前六時から午後十時までほか</p>	
<p>十 変更後の荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯</p> <p>午前六時から午後十時までほか</p>	
<p>十一 変更日</p> <p>令和三年十二月一日</p>	
<p>十二 届出日</p> <p>令和三年十一月三十日</p>	
<p>十三 縦覧場所</p> <p>東京都産業労働局商工部地域産業振興課（新宿区西新宿二丁目八番一号）</p>	
<p>十四 縦覧期間</p> <p>令和四年一月六日から同年五月六日まで。ただし、東京都の休日に関する条例（平成元年東京都条例</p>	

発行
 東京都
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一
 号
 電話 ○三(五三二)一一一一(代)

郵便番号
 163-8001

定価
 本号
 一箇月 六、六〇〇円
 (郵送料を含む)

印刷所
 勝美印刷株式会社
 東京都文京区白山一丁目十三番七号
 電話 ○三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号
 113-0001

